

合 同 審 査 会 資 料

令和8年3月5日

総務財政部 防災課
健康福祉部 健康課

加東市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

目次

1. 加東市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について

(別冊) 加東市新型インフルエンザ等対策行動計画について

加東市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づく市町村行動計画

行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画

【対策の目的】（旧計画から変更なし）

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 2 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

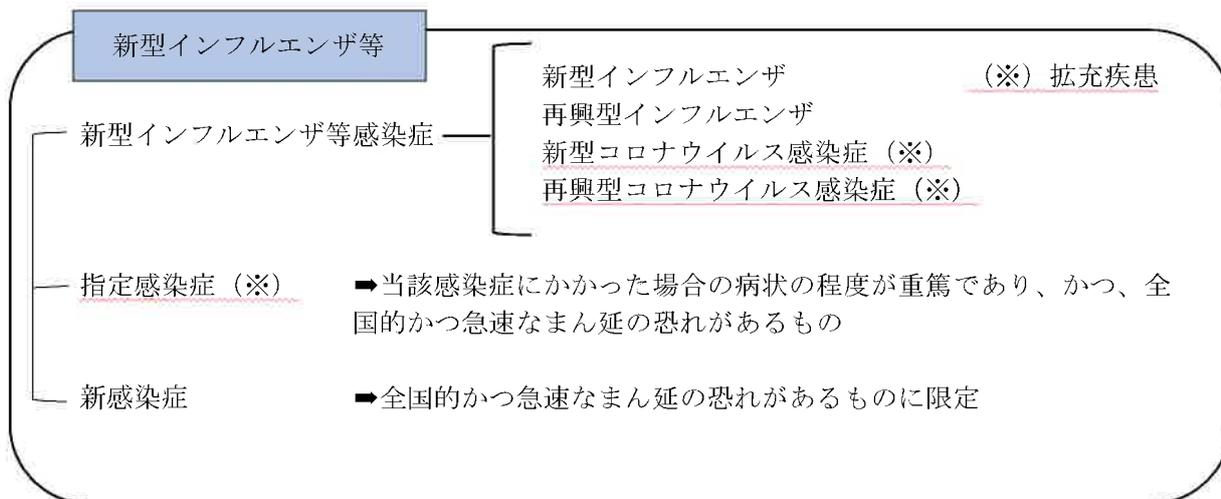
2 改定の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応の検証結果を反映し、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が、令和7年3月に兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が抜本的に改定されました。

両計画の改定を踏まえ、加東市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「新計画」という。）を改定し、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指します。

3 政府行動計画・県行動計画を踏まえた改定のポイント

(1) 対象疾患の拡充



(2) 主な改定の内容

項目	旧計画	新計画
発生段階  対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③市内発生早期 ④市内感染期 ⑤小康期	【対策段階】 ①準備期 ②初動期 ③対応期 病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、 準備期の取組を充実
複数の感染拡大への対応	記載なし	対策の 機動的切替え
対策項目	5項目	7項目に 拡充し、内容を精緻化
	① 実施体制 ② 情報収集・提供 ③ 予防・まん延防止 ④ 医療体制 ⑤ 市民生活及び 経済安定の確保	① 実施体制 ② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民の生活及び経済の安定の確保

4 各対策項目の主な取組

(1) 実施体制（別冊 p20～p26）

実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から国、県との情報共有を行い、連携体制を強化する。

有事には、迅速に情報収集を行い、市対策本部等において方針を決定する。

準備期	初動期	対応期
○市行動計画等の作成や体制整備・強化 ○国及び県等との連携の強化	○新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 ○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ○迅速な対策の実施に必要な予算の確保	○基本となる実施体制の在り方・職員の派遣・応援への対応 ・必要な財政上の措置 ○緊急事態宣言の手続き ○市対策本部の廃止

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【新】（別冊 p27～p32）

感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 ・感染対策等に関する啓発 ・偏見・差別等に関する啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 ・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・共有 ○双方向のコミュニケーションの実施 ○偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	

(3) まん延防止（別冊 p33～p35）

感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び社会経済への影響を緩和するため必要に応じてまん延防止対策を講じる。

病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、対策の切替えを機動的に行うことで市民生活及び社会経済への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○外出等に係る要請等 ○基本的な感染対策に係る要請等

(4) ワクチン【新】（別冊 p36～p44）

科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。

県や医療機関等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種に必要な資材 ○ワクチンの供給体制 ○接種体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・接種体制 ・特定接種 ・住民接種 ○基準に該当する事業者の登録等 ○情報提供・共有 ○DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種に必要な資材 ○接種体制 <ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築 ・特定接種 ・住民接種 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種に必要な資材の供給 ○接種体制 <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種 ・住民接種 ○健康被害救済 ○ワクチンの安全性に係る情報の提供 ○情報提供・共有

(5) 保健【新】（別冊 p45）

県が実施する健康観察や、日常生活を営むために必要なサービスの提供、パルスオキシメーター等の物品の支給等に協力する。

準備期	初動期	対応期
		○有事体制への移行 ○主な対応業務の実施 ・健康観察及び生活支援 ・情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(6) 物資【新】（別冊 p46）

有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう、感染症対策物資等の備蓄の推進を行う。

準備期	初動期	対応期
○感染症対策物資等の備蓄等		

(7) 市民の生活及び経済の安定の確保（別冊 p47～p52）

平時から事業者や市民等に必要な準備を行うよう働きかける。

有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

準備期	初動期	対応期
○情報共有体制の整備 ○支援の実施に係る仕組みの整備 ○教育活動の継続のための環境整備 ○物資及び資材の備蓄 ○生活支援を要する者への支援等の準備 ○火葬体制の整備	○遺体の火葬・安置	○市民の生活の安定の確保を対象とした対応 ・心身の影響に関する施策 ・生活支援を要する者への支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の価格の安定等 ・埋葬・火葬の特例等 ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ・事業者に対する支援 ・市民の生活及び経済の安定に関する措置

加東市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月

加 東 市

加東市新型インフルエンザ等対策行動計画

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	2
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	3
第2章 加東市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	16
第6章 新型インフルエンザ等対策の基本項目	19
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	20
第1章 実施体制	20
第1節 準備期	20
第2節 初動期	22
第3節 対応期	26
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31
第3章 まん延防止	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	34
第3節 対応期	35
第4章 ワクチン	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	40
第3節 対応期	42
第5章 保健	45
第1節 対応期	45
第6章 物資	46
第1節 準備期	46
第7章 市民の生活及び経済の安定の確保	47
第1節 準備期	47
第2節 初動期	49
第3節 対応期	50

はじめに

【市行動計画策定の経緯】

平成24年5月に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

さらに、同年6月には、特措法に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が策定されたことを踏まえ、兵庫県では、平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定された。

本市では、平成21年7月に「加東市新型インフルエンザ対策計画」を策定していたが、新型インフルエンザやそれと同様に社会的影響が大きい新感染症が発生した場合に、感染拡大防止など必要な対策を適切に実施できるよう、政府行動計画及び県行動計画の策定を踏まえ、平成27年3月に「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定した。

【改定の背景】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指し、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に県行動計画が抜本的に改定された。

政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定する。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群 (SARS) やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降新型コロナが世界的な大流行 (パンデミック) を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性 (AMR) を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

【政府行動計画第1部第1章第1節】

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応される必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

【政府行動計画第1部第1章第2節】

第2章 加東市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の策定及び改定

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

政府行動計画では、新型コロナウイルス対応の経験やその課題を踏まえ、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

を3つの目標とし、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実するとともに、対策項目を拡充した。

また、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化した。

県においては、平成25年10月に、特措法第7条に基づき、県行動計画を策定されているが、令和6年7月に、政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、政府行動計画や新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえ、令和7年3月に、県行動計画が改定された。

本市においては、平成27年3月に、特措法第8条に基づき、市行動計画を策定しているが、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【県行動計画第2部第1章】

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

また、令和7年3月に改定された県行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立されていることから、市行動計画においても同様に図表1のとおり戦略を確立するものとする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権に配慮すること、特に性差(ジェンダー)による不利益が生じないような配慮や、子どもや高齢者等の社会的弱者への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表1 時期に応じた戦略(対応期は基本的対処方針に基づいて対応)

時期		戦略
準備期	発生前の段階	国、県との連携による、市民等に対する感染症啓発や市による業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。</p> <p>国や県の動向を確認し、直ちに必要な初動対応の体制に切り替える。</p>
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<p>国、県との連携による、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p>
	県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対

	<p>処していくことが求められる。</p> <p>また、地域の実情等に応じて、市が国及び県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p>
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

【県行動計画第2部第2章】

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表3のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

図表2に示す、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

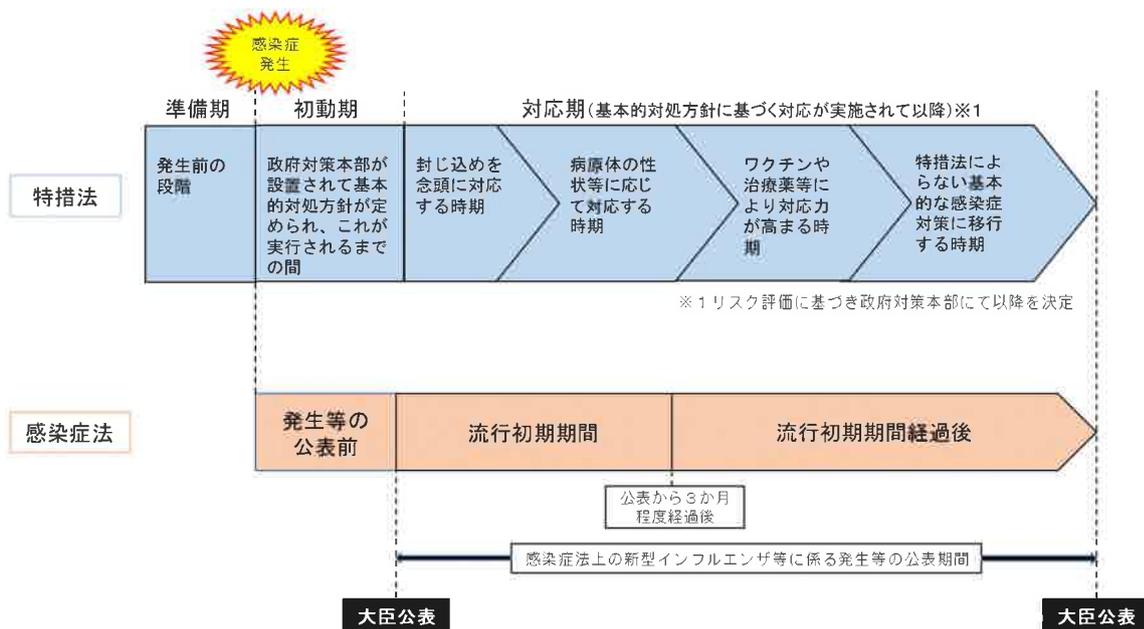
特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方
(イメージ図)



図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		有事のシナリオ
初動期(A)		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国等が明らかにする感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期(B)	政府対策本部及び兵庫県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	病原体の性状等に応じて対応する時期(C1)	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C2)	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画等に基づき、県等の公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

DXは、市の業務負担の軽減や関係者の連携強化、医療情報の有効活用等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国、県の動向を踏まえ、DXを推進する。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立つて感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から国、県と連携したデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県と協力し、県予防計画及び県医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

政府行動計画及び県行動計画において、「科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。」とされていることを踏まえ、切替えが行われるよう適切に対応する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

政府行動計画及び県行動計画において、「柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。」とされていることを踏まえ、適切に対応する。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必

要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題であり、差別的取扱い等を受けることのないよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差(ジェンダー)による不利益が生じないように配慮するとともに、外国人、子どもや高齢者など、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

加東市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めることや、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国及び県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握する。また、必要に応じて、市対策本部事務局等の人員体制の拡充や、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

【県行動計画第2部第4章】

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会（兵庫県感染症対策連携協議会をいう。以下同じ。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

【市町の役割】

市町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求め

られるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

【県行動計画第2部第5章】

(8) 市の体制

市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を整える。

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国及び県から情報提供を受けた場合等、市として体制を整備すべき必要性が生じたときは、加東市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を設置し、副市長が必要と認めたときは、加東市新型インフルエンザ等警戒本部を設置して、庁内での情報共有や対策の準備を行う。

国・県において対策本部が設置されたときは、必要に応じて市対策本部を設置する。また、兵庫県に緊急事態宣言がなされた場合又は近隣の市町及び市内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたときは、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部の基本的方針を基本に対策の方針を決定し、状況に応じて適切な対策を選択して実行する。

また、必要に応じて市対策本部等の会議に医師会・外部機関等の出席を求め意見を聴取する。

第6章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、県行動計画を踏まえ、以下7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

【県行動計画第2部第6章】

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国・県等と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。

市行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聴く。

(総務財政部・健康福祉部)

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて見直す。

(総務財政部・健康福祉部)

- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策の庁内体制について、必要に応じて見直しを行い、より実効性の高い体制整備を図る。

(まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部)

- ④ 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(総務財政部・健康福祉部・関係部局)

- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、必要に応じて、部局間の連携強化や役割分担に関する調整を行う。

(総務財政部・健康福祉部・関係部局)

- ⑥ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。
(まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部)

1-2. 国及び県等との連携の強化

- ① 市は、国、県及び指定(地方)公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
(総務財政部・健康福祉部・関係部局)
- ② 市は、国、県及び指定(地方)公共機関と、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
(総務財政部・健康福祉部・関係部局)
- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
(総務財政部・健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市連絡会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国、県が把握し、情報提供を受けた場合は、必要に応じて関係部局に情報を共有するとともに、市連絡会議等の開催や特措法によらない任意の対策本部の設置を検討する。

(総務財政部・健康福祉部)

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が政府対策本部を設置した場合や兵庫県が県対策本部を設置した場合、市は、必要に応じて、特措法によらない任意の対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(総務財政部・健康福祉部)

- ② 政府対策本部から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市は、直ちに特措法第34条第1項の規定に基づき、市対策本部を設置するとともに、国の基本的対処方針及び県の対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進する。

(総務財政部・健康福祉部)

- ③ 市は、必要に応じて県等と連携し、第1節(準備期)1-1 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部)

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

(総務財政部・健康福祉部)

図表4 対策本部等の組織構成

	加東市新型コロナウイルス等 対策本部	加東市新型コロナウイルス等 警戒本部	加東市新型コロナウイルス等 対策連絡会議
本部長等	本部長:市長 副本部長:副市長、教育長	本部長:副市長 副本部長:総務財政部長、 健康福祉部長	本部長:副市長 副本部長:総務財政部長、 健康福祉部長
構成員	加東消防署副署長、技監、各 部長、関係参事、総務財政部 防災課長、関係課長	技監、各部長、関係参事、 関係課長	技監、各部長、関係参事、 関係課長
設置基準	国内で新型コロナウイルス等 が発生し、特措法第32条に規 定する「新型コロナウイルス 等緊急事態宣言」がなされた とき、又は兵庫県において対 策本部が設置されたとき	海外でインフルエンザ等が発 生し、国内での発生が予想さ れる場合において、副市長 が必要と認めたとき	海外でインフルエンザ等の疑 いがある感染症が発生し、防 疫、啓発等のため、市として 体制を整備すべき必要性が 生じたとき

注 必要に応じて上記組織への有識者・医師会・外部機関等の出席を求めることができる。

図表5 対策本部における各部局の機能

各部署	主な役割
<総務財政部> 防災課 <健康福祉部> 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議の設置及び運営に関する事 ・新型コロナウイルス等の情報収集、分析、情報提供に関する事 ・市行動計画策定と推進に関する事 ・国、県及び他市町の疾病対策部局等との連絡調整に関する事 ・医師会、医療機関との連携、連絡調整に関する事 ・特定接種、住民接種体制の整備に関する事 ・感染拡大防止対策の啓発に関する事 ・かとう安全安心ネット等での情報配信に関する事 ・マスク等の備蓄に関する事 ・食料品、生活必需品の提供体制の確保に関する事 ・自主防災組織、消防団との連絡調整に関する事 ・相談窓口の案内に関する事
<市民協働部> 市民課 保険医療課 生活環境課 人権協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置及び運営への支援、協力に関する事 ・国民健康保険、後期高齢者医療保険等の相談に関する事 ・廃棄物収集、処理機能の確保に関する事 ・清掃、消毒、防疫に関する事 ・埋火葬に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等地域団体との連絡調整に関すること ・基本的人権の尊重に関すること ・多言語による情報提供に関すること ・外国人の支援及び連絡調整に関すること
<p><健康福祉部> 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、その他の福祉関係事業所等の感染予防及び感染防止拡大や連絡調整に関すること ・要援護者や医療依存度の高い患者等の安否確認などの情報伝達、状況把握や相談支援に関すること ・要援護者の健康状態やニーズに応じた安全確保対策や医療、福祉の調整に関すること ・要援護者に対する食料、生活必需品等に関する支援に関すること ・民生児童委員、社会福祉協議会等との連携及び連絡調整に関すること
<p><産業振興部> 農政課 農地整備課 商工観光課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、事業者等との連絡調整に関すること ・企業、事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること ・企業、事業者等の事業継続と事業自粛の要請への協力に関すること ・企業、事業者の従業員への配慮要請に関すること ・家きん類等の飼育施設の衛生管理に関すること ・風評被害に関すること
<p><上下水道部> 管理課 工務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の機能維持、確保に関すること ・水質監視体制の強化に関すること ・水道関係機関との連携、連絡調整に関すること ・応急給水に関すること ・上下水道の維持管理に関すること
<p><都市整備部> 都市政策課 土木課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・工事管理業者、施設管理業者との連絡調整に関すること
<p>【教育委員会】 <教育振興部> 教育総務課 生涯学習課 中央図書館 <こども未来部> 小中一貫教育推進室 学校教育課 発達サポートセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関連施設及び保育施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること ・学校等の臨時休業、部活動、行事等に関すること ・園児、児童、生徒、職員等に対する感染予防対策の励行、健康管理に関すること ・保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること ・学校サーベイランスに関すること ・給食の衛生管理に関すること

こども教育課		<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係機関等との連絡及び調整に関すること ・子育て関連施設等の感染予防及び感染防止拡大や連絡調整に関すること ・子育て関連施設等の臨時休業、行事等に関すること ・心身への影響に関すること ・教育及び学びの継続に関すること
秘書広報課 ＜まちづくり政策部＞ 企画政策課 まちづくり創造課 デジタル推進課 人事課		<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報提供に関すること ・市民等への広報に関すること ・ケーブルテレビの放送に関すること ・職員の動員及び配置調整に関すること ・職員の健康管理及び感染防止対策に関すること ・ICTの活用に関すること
＜総務財政部＞ 総務財政課 管財課 税務課 ＜会計課＞ ＜委員会事務局＞		<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の立案、作成又は変更に関すること ・関係施設における感染防止に関すること ・予算の措置、確保に関すること ・清掃、消毒、防疫実施の応援に関すること
＜議会事務局＞		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員との連絡調整に関すること
＜病院 事業部＞	市民病院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者の医療に関すること ・院内の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・職員の健康管理及び感染防止対策に関すること ・予防接種実施体制への協力に関すること ・他の医療機関、国、県との連携や連絡調整に関すること
	ケアホーム かとう	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・職員の健康管理及び感染防止対策に関すること
＜加東消防署＞ 全課		<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等患者救急体制の確保、救急搬送活動の維持に関すること ・職員の健康管理及び感染防止に関すること

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(総務財政部・健康福祉部)

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(総務財政部・健康福祉部)

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(総務財政部・健康福祉部)

3-2. 緊急事態宣言の手続き

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(総務財政部・健康福祉部)

3-3. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

(総務財政部・健康福祉部)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

市は国、県と連携して、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるように努める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染対策等に関する啓発

市は、平時から、国、県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び他市町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(総務財政部・健康福祉部・教育委員会・関係部局)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について県との連携により啓発する。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・教育委員会・関係部局)

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図れるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する

等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(秘書広報課・まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部・関係部局)

1-1-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

(健康福祉部・関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

感染症等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・関係部局)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

また、市は、国、県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、DX を積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。あわせて、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

(秘書広報課・まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部・関係部局)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有

市は、県と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・関係部局)

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の運営を継続する。

また、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の継続等を通じて、DXを積極的に活用しながら、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。あわせて、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

(秘書広報課・まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部・関係部局)

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時

点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

(秘書広報課・まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部・関係部局)

- ② 市、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(総務財政部・健康福祉部・教育委員会)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(市各部局)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の健康や命を守る。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. 外出等に係る要請等

市は、県からの要請に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

(総務財政部・健康福祉部)

3-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、県からの要請に応じて、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて、その徹底を要請する。

(まちづくり政策部・総務財政部・健康福祉部)

上記内容に加え、県が実施するまん延防止対策に協力する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチン接種に必要な資材

市は、以下の図表6を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(健康福祉部)

図表6 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> バット <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療用廃棄物容器・針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえて必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤 ・抗いれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類等】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(健康福祉部)

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

(健康福祉部)

1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち、住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得るものに対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(健康福祉部)

- ② 市は、特定接種の対象となり得る職員等について、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(健康福祉部)

1-3-3. 住民接種

市は、予防接種の実施について、平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 市は、住民接種について国及び県の協力を得ながら、希望する市民が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にし、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう、接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連携体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

(健康福祉部)

- b 市は、以下の図表7を参考に、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。

また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を検討する。

(健康福祉部)

図表7 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1~6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計(6歳~18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を 除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団接種や個別接種)、会場数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

(健康福祉部)

d 市は、接種場所の確保について、接種会場の対応可能人数等を推計する。

また、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場内の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。あわせて、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

(健康福祉部)

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(健康福祉部)

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

(健康福祉部)

1-4. 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

市は、国が進める特定接種の対象事業者のデータベース登録に協力し、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、国が進める事業者の登録申請受付及び登録作業に協力する。

(健康福祉部)

1-5. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

(健康福祉部・関係部局)

1-6. DX の推進

① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

(まちづくり政策部・健康福祉部)

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受け取ることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(まちづくり政策部・健康福祉部)

③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう環境整備に取り組む。

(まちづくり政策部・健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

(2) 所要の対応

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第1節(準備期)1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
(健康福祉部)

2-2. 接種体制

2-2-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
(健康福祉部)

2-2-2. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
(健康福祉部)

2-2-3. 住民接種

① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
(健康福祉部)

② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
(まちづくり政策部・健康福祉部)

③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。
また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び市の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携して行う。
(まちづくり政策部・健康福祉部)

④ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については、積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
(健康福祉部)

⑤ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、

その確保を図る。

(健康福祉部)

- ⑥ 市は、接種が円滑に行えるよう、医師会や近隣市町、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。
(健康福祉部)
- ⑦ 市は、高齢者施設等及び社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
(健康福祉部)
- ⑧ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
(まちづくり政策部、健康福祉部)
- ⑨ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。
(健康福祉部)
- ⑩ 被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療が必要であるため、救急処置用品をあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、物品の適切な管理を行う。
また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、適切な連携体制を確保する。
(健康福祉部)
- ⑪ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げるなど、必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守する。
また、廃棄物処理業者と収集の頻度等について事前に打ち合わせをする。
(健康福祉部)
- ⑫ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくるなど、接種の流れが滞ることがないように配慮する。
また、会場内においては被接種者が一定の間隔を取ることができるよう、広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるように準備を行う。
(健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

① 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、初動期の対応を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

(健康福祉部)

② 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

(健康福祉部)

③ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

(健康福祉部)

3-2. 接種体制

① 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(健康福祉部)

② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(健康福祉部)

3-2-1. 特定接種

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策本部の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(健康福祉部)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の準備

市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて、国及び県と連携して接種体制の準備を行う。

(健康福祉部)

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(健康福祉部)

3-2-2-3. 予防接種実施体制の確保

市は、接種会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものも含む)等を確保する。

(健康福祉部)

3-2-2-4. 接種が不適当な者への対応

発熱等の症状を呈している等により予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において注意喚起の掲示等を行うなど、市は、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(健康福祉部)

3-2-2-5. 医療従事者等に係る接種機会の確保

医療従事者、医療機関に入院中の患者及び在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問等による接種を検討する。

(健康福祉部)

3-2-2-6. 接種会場での接種が困難な者への対応

市は、高齢者施設等及び社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(健康福祉部)

3-2-2-7. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(健康福祉部)

3-2-2-8. 接種体制の拡充

市は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(健康福祉部)

3-2-2-9. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が構築するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(健康福祉部)

3-3. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(健康福祉部)

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の提供

市は、国において収集・整理されるワクチンの安全性に関する情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、予防接種の意義等について、市民への適切な情報提供・共有を行う。

(健康福祉部)

3-5. 情報提供・共有

- ① 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応疑い報告や健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

(健康福祉部)

- ② 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告及び健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国及び県から求められる業務に必要な体制を確保し、地域の関係機関等と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守るよう努める。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染症、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

準備期及び初動期においても、必要に応じて、市は、県の対策に協力する。

(2) 所要の対応

1-1. 有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

(健康福祉部)

1-2. 主な対応業務の実施

市は、県等の予防計画、健康危機対処計画、県行動計画に定める準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、県等、保健所及び地方衛生研究所、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、感染症対応業務にあたる。

(総務財政部・健康福祉部)

1-2-1. 健康観察及び生活支援

① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

(健康福祉部)

② 市は、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(健康福祉部)

1-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、新型インフルエンザ等に関する情報や感染時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

(総務財政部・健康福祉部・関係部局)

② 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の、情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、工夫して感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

(健康福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務財政部・健康福祉部)

- ② 市は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、北はりま消防組合消防本部に要請するとともに、構成市町と必要な支援を検討する。

(総務財政部)

第7章 市民の生活及び経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(総務財政部・健康福祉部・関係部局)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(まちづくり政策部・総務財政部・市民協働部・健康福祉部)

1-3. 教育活動の継続のための環境整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を活用するための環境整備を行うほか、教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

(まちづくり政策部・総務財政部・教育委員会)

1-4. 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章物資第1節準備期 1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務財政部、健康福祉部、関係部局)

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(総務財政部、健康福祉部、関係部局)

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを検討する。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部)

1-6. 火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には、戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

(市民協働部)

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策など、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、国及び県からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(総務財政部、健康福祉部、市民協働部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

(健康福祉部・教育委員会)

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国及び県からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(市民協働部・健康福祉部)

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(教育委員会)

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、県との連携により関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げ防止等の要請を行う。

(産業振興部)

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(秘書広報課・総務財政部・市民協働部・健康福祉部)

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県との連携により、適切な措置を講ずる。

(総務財政部・健康福祉部・産業振興部)

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和 48 年法律第 48 号)、国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)、物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(総務財政部・健康福祉部・産業振興部)

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、国及び県からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部)

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。

また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部)

- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。

(市民協働部)

- ④ 市は、国及び県からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・関係部局)

- ⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

(まちづくり政策部・総務財政部・関係部局)

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行えるよう努める。

(総務財政部・市民協働部・関係部局)

- ⑧ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられる。更に公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において、埋火葬を行うときに限り、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(総務財政部・市民協働部・健康福祉部・関係部局)

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(総務財政部、関係部局)

3-2-2. 市民の生活及び経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(上下水道部、関係部局)

用語集

略称・用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成16年3月2日関係省庁申合せ)」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものをさす。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

略称・用語	内容
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。 例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
市各部局	市組織における全部局。
関係部局	市組織のうち関係する部局。
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項又は第2項(これらの規定を同法第 44 条の9の規定によって準用する場合を含む。)の規定並びに第 50 条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

略称・用語	内容
県等	県及び保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市町が策定するものについては、市町行動計画という。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。

略称・用語	内容
住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(特措法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成 23 年9月 20 日閣議口頭了解)」に基づき開催。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

略称・用語	内容
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市町が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や県、市町が設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ※政府対策本部(特措法第 15 条第1項) 県対策本部(特措法第 22 条第1項) 市町対策本部(特措法第 34 条第1項) ・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市町が独自に設置する場合がある。
地方衛生研究所	<p>地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう。</p>
登録事業者	<p>特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。</p>
特措法	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)。</p>
特定新型インフルエンザ等対策	<p>特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。</p>
特定接種	<p>特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

略称・用語	内容
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)。
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。</p> <p>例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。</p> <p>※県が作成する計画は「県予防計画」という。</p>
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

略称・用語	内容
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	<p>情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。</p> <p>リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。</p>